Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注２）　申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加すること。

（注３）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電設備のみ、Ｔ：太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）

（注４）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載すること。また、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注５）　既設設備の場合、備考欄の「既設設備」のボックスにチェックを付して、運転開始年月日を記載すること。

（注６）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、または、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」または「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること（真性変換効率＞実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注７）　配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が１０ｋＷ以上となる場合）
Ｙ：余剰配線

（注８）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量器で等）を具体的に記載すること。

（注９）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注１０）構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準構造図のとおり」）、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準配線図」）と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。

（注１１）調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三箇月以内に修理の実施を可能とする体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

（注１２）製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を提出すること。また、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も提出すること。

（注１３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が　自署すること。

様式第３（第９条関係）

再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書
（１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く）

＿＿＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日

経済産業大臣　殿

申請書　（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所　（〒　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第４項の規定に基づき認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象設備（注１）

設備ＩＤ	
設備名称	
設備の所在地	
発電出力（kW）	
運転開始の有無（注２）	□運転開始前　□運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）
□　認定設備情報
□　認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合）

担当経済産業局（注３）＿＿＿＿＿＿

認定設備情報（注４）

		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備　考
点検及び保守を行う体制（注５）			□変更あり □変更なし			
太陽電池に係る事項（注６）	製造事業者		□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	
	種類		□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	
	変換効率		□変更あり □変更なし		□製造事業者都合 □上記以外	□真性変換効率 □実効変換効率 □除外事項該当性
	型式番号		□変更あり □変更なし			
発電出力（ｋＷ）（注７）			□変更あり □変更なし		□電気事業者都合 □上記以外	
発電設備の区分（注８）			□変更あり □変更なし			
電気事業者への電気の供給方法			□変更あり □変更なし			
電気事業者への電気供給量の計			□変更あり □変更なし			